

○国土交通省告示第百五十六号

原動機付自転車の最高出力確認制度に関する告示を次のように定める。

令和七年二月二十八日

国土交通大臣 中野 洋昌

原動機付自転車の最高出力確認制度に関する告示

(目的)

第一条 この告示は、原動機付自転車の最高出力確認及び当該確認がされた旨の第一種原動機付自転車への表示の適正な実施に関し必要な事項を定めることにより、運行の用に供される原動機付自転車の種別を明らかにすることを目的とする。

(定義)

第二条 この告示において「原動機付自転車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第三項に規定する原動機付自転車（内燃機関を原動機とする原動機付自転車であつて、二輪を有し（側車付のものを除く。）、かつ、その総排気量が〇・一二五リットル以下のものに限る。）をいう。

2 この告示において「第一種原動機付自転車」とは、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第一条第二項に規定する第一種原動機付自転車をいう。

3 この告示において「最高出力確認」とは、原動機付自転車に関し、最高出力が四・〇キロワット以下であること及び最高出力抑制装置に関し道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第六十六条の四の三の告示で定める基準に適合することを確認することをいう。

（最高出力確認実施機関の認定）

第三条 最高出力確認を実施しようとする者は、次に掲げる事項を定めた最高出力確認の実施に関する規程（以下「最高出力確認実施規程」という。）を策定し、国土交通大臣の認定を受けることができる。

一 最高出力確認の実施方法

二 最高出力確認の用に供する設備、機器又は装置

三 最高出力確認の実施体制

四 その他最高出力確認を適切に実施するために必要な事項

2 国土交通大臣は、前項の認定（以下単に「認定」という。）の申請があった場合において、その申請者が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができ、

一 原動機付自転車について、最高出力確認実施規程に基づき最高出力確認を適切に確認できる能力を有すること。

- 二 前号に掲げる事項を確認するために必要な設備、機器又は装置を有すること。
 - 三 最高出力確認を公平かつ適正に実施するために必要な体制を有すること。
 - 三 国土交通大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、当該最高出力確認を実施する者（以下「最高出力確認実施機関」という。）に係る情報を公表するものとする。
 - 四 認定の有効期間は、五年とする。
 - 五 最高出力確認実施機関は、最高出力確認実施規程の変更（軽微な変更（当該変更が最高出力確認の結果に影響を及ぼさないことが明白なものをいう。次項において同じ。）を除く。）をしようとするときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ、認定を受けなければならない。
 - 六 最高出力確認実施機関は、最高出力確認実施規程の変更（軽微な変更に限る。）をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
 - 七 最高出力確認実施機関は、最高出力確認に係る業務を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。
 - 八 第二項から第四項までの規定は、第五項の認定について準用する。
（最高出力確認実施要領の届出）
- 第四条 最高出力確認実施機関は、次に掲げる事項を定めた最高出力確認の実施手続等に関する要領（以下「最高出力確認実施要領」という。）を策定し、最高出力確認を実施する前に、国土交通大臣

に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 最高出力確認の申請に関する事項
- 二 最高出力確認の実施に関する事項
- 三 最高出力確認の結果の通知に関する事項
- 四 第六条第一項に規定する表示に関する事項
- 五 その他最高出力確認を実施するために必要な事項

(最高出力確認の実施)

第五条 最高出力確認は、当該確認を受けようとする者の申請により行う。

2 最高出力確認実施機関は、最高出力確認実施規程及び最高出力確認実施要領に基づき、申請に係る原動機付自転車の最高出力確認を実施するものとする。

3 最高出力確認実施機関は、最高出力確認を実施したときは、遅滞なく、当該確認の結果を第一項の申請者及び国土交通大臣に通知しなければならない。

(最高出力確認の結果の表示)

第六条 最高出力確認実施機関は、前条第三項の規定により最高出力が四・〇キロワット以下であり、かつ、最高出力抑制装置に関し保安基準第六十六条の四の三の告示で定める基準に適合する旨を前条第一項の申請者に通知（以下「適合通知」という。）したときは、遅滞なく、特別な表示（以下こ

の条において単に「表示」という。）を当該申請者に交付するものとする。

2 交付を受けた当該申請者は、当該交付に係る原動機付自転車の原動機の見やすい位置に表示を付するものとする。

3 表示は、シールとし、当該交付に係る原動機付自転車について適合通知を受けたことを示す用途にのみ用いるものとする。

（報告の徴収）

第七条 国土交通大臣は、最高出力確認及び当該確認に係る結果の表示の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、最高出力確認実施機関に対し、必要な報告を求めることができる。

（認定の取消し等）

第八条 国土交通大臣は、最高出力確認実施機関がこの告示の規定に違反していると認めるときは、当該最高出力確認実施機関に対し、最高出力確認の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、最高出力確認実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- 一 この告示の規定又は前項の規定による命令に違反したとき。
- 二 前条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 不正の手段により認定を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、その旨を公表するものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。